

平成25年9月25日

一般競争入札参加者 各位

都市政策部技術管理センター
技術管理課

総合評価方式における「除雪協力」の取り扱いについて（周知）

日頃より総合評価方式入札の試行について、ご理解・ご協力をいただきありがとうございます。

総合評価方式入札の評価項目の一つに、新潟市と道路除雪作業の委託契約の締結を評価する「除雪協力」があります。

道路除雪作業委託は、冬季における歩道を含む道路の交通確保及び安全確保を目的としており、受託者においては、気象状況により除雪等の作業出動や待機の措置を行っていただき、日常業務に加えて地域に貢献していただいております。

道路除雪作業委託には、車道除雪作業、歩道除雪作業、凍結防止剤散布作業、排雪作業があり、それぞれの作業を単独で契約する場合と複数の作業を取り纏めて契約する場合があります。

この度、上記作業の一つについて単独で契約している場合、評価の対象と成りうるかというご質問をいただきましたので、この機会を捉え、評価の対象となるもの及びならないものを下記により改めてお知らせします。

なお、評価基準の取り扱いについては、「自己評価にあたっての留意事項」に示すとおりです。

本周知の適用については、既に入札公告済みの総合評価方式案件において適用します。

記

下記において、単独作業契約、複数作業契約の形態は、問いません。

- 評価の対象となる作業契約（作業の単独契約、作業の複数契約の形態を問わない。）
 - ・車道除雪作業
 - ・歩道除雪作業
 - ・凍結防止剤散布作業
- 評価の対象とならない作業契約
 - ・排雪作業